

北陸地方整備局建政部
記者発表

配布日時	令和5年4月26日
取り扱い	15時30分 解禁

建設業者に対する監督処分について

国土交通省北陸地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

建設業者名及び許可番号	代表者氏名	所在地
南電気工事株式会社 国土交通大臣許可（特-3）第45号	南 和彦	富山県富山市奥田本町8番44号

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 適正な業務活動が行われるよう、業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務監督体制の整備を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

南電気工事株式会社は、令和2年2月以降に発注者から直接請け負った3件の建設工事において、建設業法第26条第2項の規定に基づき監理技術者を工事現場に設置すべきところ、これに違反して資格要件を満たさない者を設置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

発表記者クラブ	問い合わせ先
(新潟県) 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ (富山県) 富山県政記者クラブ (石川県) 石川県政記者クラブ	北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 高橋 (内線6119) 計画・建設産業課長補佐 水澤 (内線6142) Tel 025(370)6571 FAX 025-280-8746